



相続サプリ!

相続で悩まないために、
他人に聞けない
基本的なことから
リアルなケースまでを
お伝えする
メールマガジン

2019/04/29

- * メールマガジンに
登録された方
- * 問い合わせいただいた方
- * 各種資料の申込みを
された方

に配信しています。

^^ ^^ ^^ ^^ ^^ ^^ ^^ ^^ ^^ ^^

<今回のテーマ>

- *これまでの預貯金債券に対する考え方
- *仮払い制度の創設について

^^ ^^ ^^ ^^ ^^ ^^ ^^ ^^ ^^ ^^

相続知財鑑定士協会

<http://souzoku-chizai-kanteishi.jp/>



ご存知の方も多いと思いますが、
平成 30 年 7 月 6 日に成立し
平成 30 年 7 月 13 日公布された

「民法及び家事事件手続法の
一部を改正する法律」では、
約 40 年ぶりの大きな見直しが
なされました。

その一つとして、
預貯金の払い戻し制度の
創設があります。

預貯金の払い戻し制度は、
今から約 2 か月後の
2019 年 7 月 1 日から
施行されます。

今回は、その制度について
書いてみたいと思います。

■これまでの預貯金債券に対する考え方

以前は、
預貯金は遺産分割の対象にならないと
考えられていました。

しかし、
平成 28 年 12 月の最高裁大法廷により、
預貯金債券が遺産分割の

対象に含まれるとの判断がありました。

そのため、
生活費や葬儀費用の支払い、
相続債務の弁済などの
資金需要がある場合にも、

遺産分割が終了するまでの間は、
被相続人の預金の仮払いが
認められていませんでした。

結果として、
預貯金があるにも関わらず、
残された配偶者の生活費が
足りなくなってしまう、
葬儀費用が払えなくなってしまう、
といった事例が
起こり得る状況となっていたのです。

▽

今回の改正では、
遺産分割における公平性を図りつつ、
相続人の資金需要に対応できるよう、
預貯金の仮払い制度が
設けられました。

■仮払い制度の創設について

では、具体的に
どういった変化が
起こる事になるのでしょうか。

まず一点目としては、
預貯金債券に限って、

家庭裁判所の仮分割の
仮処分要件が緩和されます。

仮払いの必要性があると
認められる場合において、
他の共同相続人の利益を害しない限り、
家庭裁判所の判断で
仮払いが認められるようになります。

▽

二点目として、
預貯金債券の一定割合については、
家庭裁判所の判断を経なくても
金融機関の窓口における支払いが
受けられるようになります。

例えば、
被相続人の預金が
600万あった場合には、
100万円までであれば
単独で息子に払い戻しが出来る、
といった事が可能になります。

今回は、

*これまでの預貯金債券に対する考え方

*仮払い制度の創設について

をお伝えしました！

■ 発行者情報

相続知財鑑定士協会

<http://souzoku-chizai-kanteishi.jp/>

■メールマガジン解除方法

件名に「メルマガ解除」と

記載のうえ

以下アドレスあてに

メールをお送りください。

info@souzoku-chizai-kanteishi.jp